



発行：安芸津町商工会 広報委員会

お問合せ先：TEL 45-4141 FAX 45-3172

e-mail:akitu@hint.or.jp https://www.akitsuchoshokokai.or.jp/

会長ご挨拶 橋高 信行 会長



地域のみなまをはじめ、地域商工業者のみなさま、平素は安芸津町商工会の事業に一方ならぬご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

マスク着用が本年3月13日より個人判断に変更されたこと、そして、5月8日から感染症法の位置付けが5類へ移行されたことで、経済の活性化が大きく期待できる環境へ変わりつつあることを大変喜ばしく感じております。

しかし、原油・原材料価格の上昇や食料品等の度重なる値上げによって消費マインドが大きく冷え込んでおり、2年前の豪雨とコロナの影響が重くのしかかっていること等を踏まえると、事業基盤の脆弱な中小企業・小規模事業者にとっては、今も沈うつな状況が続いております。

このような中、商工会は地域経済を支える小規模事業者の事業を強く支援するため、物価対策をはじめインボイス制度、最低賃金改定、DX推進、電子帳簿保存法改正のように、事業環境変化に対応する問合せ・相談に力を入れてまいりますので、ぜひご利用いただければと思います。

また、事業の安定性や成長力を高める経営発達支援事業では、フオーアップ事業をより充実させるとともに、IT活用や各種展示会参加等を通じて販路開拓を推進し、地域に必要とされる存在のある商工会として各種事業に取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

第63回通常総代会 開催

5月23日(火)、第63回安芸津町商工会通常総代会を開催しました(感染リスク減少と医療従事者の負担軽減のため、今年も来賓招待なし)。

令和4年度事業報告及び収支決算書、令和5年度事業計画案および収支予算案、欠員に伴う役員選任、運営規約の一部変更案等が上程され承認されました。

【執行部】※順不同・敬称略

- 会長 橋高 信行
副会長 大谷 徹・山下 竜一

専務理事 本宮 克博

理事 柏迫 孝治・中畦 芳久

上坂 至・金澤 伸行

松田 岩城・岩崎 和仁

中村 昌典・島村 稔

横田 昌典・荒谷真太郎

丹下 勝紀・佐藤 陽吾

歳實 勲・中村 和彦

川本 洋一・穴戸 聡

小田 俊幸

青年部長 金澤 佑介(今回選任)

女性部長 高下 昭美

監事 柄 宣行・佐藤 智則

※今回選任された役員は赤字で記載

永年勤続者表彰

5月23日(火) 工業部会では、年にわたり町内会員事業所に勤務しておられる方々の功績を讃え表彰しました。

町内20事業所から72名の方々に表彰状並びに記念品が贈呈されました。

会員事業所さまの益々のご隆盛と、お勤めの皆さまのご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。

ものづくり補助金

【通常枠】回復型賃上げ・雇用拡大枠
【デジタル枠】

中小企業・小規模事業者等が今後、複数年にわたり直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大・賃上げ等)等に対応するため、革新的サービスの開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる設備投資等を支援します。

補助上限 1,250万円
通常枠1/2・以外は2/3

【グリーン枠】
補助上限 4,000万円
補助率 2/3

【グローバル市場開拓枠】
補助上限 3,000万円
補助率 1/2(小規模事業者者は2/3)

※いずれも従業員規模により補助上限の金額が異なります。

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のためのITツール(ソフトウェア・サービス等)の導入費用を支援します。

【通常枠A類型・B類型】
A類型補助上限 150万円未満
B類型補助上限 450万円以下

補助率 1/2以内

【セキュリティ対策推進枠】

補助上限 100万円

補助率 1/2以内

【デジタル化基盤導入枠】

3種類(デジタル化基盤導入類型・複数社連携IT導入類型・商流一括インボイス対応類型)あり、補助上限等一定の要件が異なりますので、商工会迄お問合せください。

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会と共に事業計画を作成し、販路開拓に取り組み事業の費用の一部を補助

【一般型】
補助上限 50万円 補助率2/3

【特別枠】賃金引上げ枠・卒業枠

・後継者支援枠・創業枠・インボイス特例枠

補助上限 200万円 補助率2/3

※各補助金相談・申請は安芸津町商工会にお問合せ下さい。

資金繰り支援

【新型コロナウイルス感染症関連】
【マル経融資制度】

商工会で経営指導を受けている小規模事業者を対象にした無担保無保証人の融資制度です。

当初3年間 0.19%

4年目以降 1.09%

(令和5年6月1日現在)

コロナの影響で、次の①又は②のいずれかに該当する方が対象です。

①最近1カ月間の売上高または過去6か月(最近1か月を含む)の平均売上高が前5年のいずれかの年と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方

②債務負担が重くなっている方

(一定の要件を満たす必要があります)

※詳細は安芸津町商工会にお問合せ下さい。

1日公庫の開催

日時：7月6日(木) 10時~
場所：安芸津町商工会
日本政策金融公庫呉支店による事業資金貸付に関する個別相談会を開催致します。

見立て細工展

日時：7月29日(土) 15時~
《263年の歴史をもつ見立て細工》
自分の店で売っている商品や道具を使って何かに見える物を作る、

中小企業融資制度について

市内中小企業者経営基盤の確立を図るため、事業経営上必要な資金を経営の安定と向上に資することを目的に、中小企業融資制度があります。

【一般融資】
☆運転資金・設備資金
上限 2,000万円

【特別融資】
☆新事業促進支援資金・創業支援資金
☆経営環境変化対応資金
上限 1,000万円

※お問合せは東広島市産業振興課(TEL082-420-0921直通)

電子帳簿保存法

(電帳法)について
電子帳簿保存法とは、紙媒体で国税に係る帳簿書類の保存を、コストや事務の負担軽減のため、電子データでの保管を認めようとして1998年7月に施行された法律です。

2022年1月の改正により電子取引をした場合は、電子データの保存が義務化となりました。但し、企業の準備期間として、2023年12月末迄は猶予期間とされています。

電帳法の保存区分：3種類の概要

①電子帳簿等保存
電子的に作成した帳簿・書類をデータのままで保存することです。

②スキヤナ保存
紙で受領・作成した書類を画像データで保存することです。

③電子取引データ保存
具体的には相手から受け取った請求書や領収書等を、スキヤニングして保存すること。

電子的に授受した取引情報をデータで保存することです。

具体的には、領収書や請求書等紙でのやりとりの場合には、その紙を保存する。取引内容がデータでのやりとりの場合は、電子取引に該当しそのデータを保存すること。

お買い物は町内で!



というのが見立細工です。これにはルールがあって、作られる際の商品を切っても、貼ってもいけない。使った商品は解体後販売できることが必要です。商店街のお店では、店主の知恵を絞った、遊び心いっぱいのオリジナルの力作が店頭で展示されます。

なお、作品等を全部見て回り投票していただいた方には、抽選で豪華景品が当たります。

詳細については、後日チラシにてお知らせ致します

主催：商工会商業部会

祇園祭り

日時：7月8日(土)・9日(日)

宝暦年間(江戸中期)に三津の村年寄り木原保右衛門が京都の祇園祭りに感動し、京都御所改築の功績の恩賞を活用して故郷で再現したのがこの祭りの言われとされています。絢爛豪華な大名行列：ぜひご覧ください!

①御神幸(8日10時半) 祇園社出発

②御還幸(9日16時) 安芸津駅前 お旅所出発

東広島花火大会

日時：7月29日(土) 20時30分~21時

第9回の東広島花火大会が安芸津港周辺でおこなわれます。ライトアップされた保野山の万文字と約2,500発の花火が夜空を彩ります。必見ですので是非、お越しください!

(雨天の場合翌日に順延) ※当日の駐車場・交通規制にご協力を!



■ごあいさつ 金澤 佑介部長



この度、安芸津町商工会青年部の部長に就任しました金澤佑介と申します。

青年部は、私たち若い世代が集まり、情熱と創造力を活かして町の未来を築くための組織です。皆様の声や意見に真摯に耳を傾け、町の魅力を引き出し、地域の活性化を図るために、私たち青年部は様々な取り組みを計画しています。若者のエネルギーやアイデアを結集し、地域のイベントやプロジェクトを通じて、町の活気と魅力を高めていきます。また、地域の伝統や文化を大切にしながら、新しい時代の風を取り入れ、協力と協働の精神を大切に、共に歩み、より良い未来を築いていく決意です。

★新年度役員決定★
4月18日(火)に定例総会を開催
今年度の新役員を選出しました。
皆さんよろしくお願ひいたします。

- ・部長…金澤 佑介 (パナックみなみ)
- ・副部長…日浦 聖司 (株)日浦造園土木
- ・副部長…甲斐 直樹 (株)甲斐農園
- ・部員…岸上 恵 (Luce Carino)
- ・新川 貴志 (株)新川
- ・御園 隆之 (御園呉服店)
- ・川口 竜也 (カワグチ住建)
- ・有田 昌弘 (有田園芸農場)
- ・倉本 一行 (株)ほけんくん
- ・美野 健太郎 (美創産業(株))
- ・平重 大樹 (BODY MAKEヒラジ)

★令和4年度実施事業報告
☆地域活性化委員会
①黒瀬ふれあい夏祭りに出店
みかんジュースとそれを炭酸ジ

ユースで割った飲み物と綿菓子を販売。来場者が多く賑わいを感じました。他団体との交流を行い、安芸津町のPRができました。

②あきつフェスティバルに出店
ヘリシミュレーターを実施し、ヘリコプターの操縦体験ができ、家族連れの方に好評でした。せんざぶろう饅頭はあんことクリーム味で販売、完売しました。綿菓子をセルフサービスで行い、2色のカラフルな綿菓子は子供達に人気でした。無料ラジコンコーナーを設置、多くの子供達が遊びました。

③正福寺山整備事業を実施
安芸津町の観光スポットである正福寺山の桜。桜を植える場所を増やすため、また、海が見えるようにするために雑木等を伐採。商工会青年部、商工会青年部OBと安芸津ライオンズクラブと一緒に整備作業を実施。正福寺山の桜を守っていくことは大変な作業と思

いました。これからも微力ながら協力して守ってまいります。(川口 竜也)

☆資質向上委員会
コロナによる制限が徐々に緩和されはじめる中、オープン例会・黒瀬ふれあい夏祭り・講演会・勉強会を実施。各事業を通して、青年部OBの皆様や、講演会の講師の方々、町外の青年部の仲間たちと出会い交流をすることができ、大変有意義で実りある活動になりました。

昨年度の青年部のテーマの「縁」を多く感じる1年となり、新たな可能性や発見に気づかれました。「縁」を大切にして今後の活動や事業に励んでいきたいと思います。大変不慣れで行き届かないところも多くありましたが、皆様からのアドバイスとご協力を頂き誠に有り難うございます。(甲斐 直樹)

★婚活イベント事業
青年部が婚活を始め、早6年。昨年度も一組結婚されたカップルが誕生。この調子で引き続き出会いのきっかけを作っていきます！

昨年度は、ウイズコロナの中、4回の婚活イベントを開催。様々な都合で急遽欠席される事も多く

エプロンコーナー

部長ごあいさつ 高下 昭美

平素から女性部活動に対し、ご理解とご協力を頂き誠にありがとうございます。

昨年度は、広島県商工会連合会地域活性化提案公募事業の採択を頂き、講演会・講習会・ひな祭りイベント等、皆様のご協力を頂きながら開催する事が出来ました。本年度も、地域の皆様と共に「笑顔・元気」をテーマに活動を行って参りますのでよろしくお願ひいたします。

●女性部活動 ア・ラ・カ・ル・ト

「通常総会」 4月19日 23名出席

令和5年度の通常総会をへんこつ苑に於いて開催しました。初めに、ご来賓の橘高商工会長にご挨拶を頂きました。その後、中村副部長を議長に選任し、事務局より令和4年度の事業報告、収支決算報告がありました。続いて、令和5年度の事業計画案、予算書案の説明があり、審議の結果原案通り承認されました。

今年度より、女性部内規に新たな項目である「賛助部員の資格」を設けました。(第3条 女性部たる資格を有さない者でも、安芸津町商工会員の推薦があり、かつ親会脱退又は、商工会女性部に在籍があった者は賛助部員の資格を有する)



総会終了後、三浦事務局長の乾杯のご発声で、4年ぶりに懇親会を開催しました。和気あいあいとした雰囲気の中、体育部、文化部の活動報告がありました。

「第23回商工会女性部主張発表広島県大会」

令和5年度の広島県商工会女性部連合会通常総会に併せて、広島国際会議場において県内の地域代表者6名による主張発表大会がありました。制限時間10分でそれぞれの地域の女性部の活動を論旨の妥当性、アイデア、創造性、説得力を持って発表することは大変難しい事ですが、発表は大変素晴らしく、最優秀賞には中央地域協議会・県央商工会の方が選ばれました。女性部員の事業所を紹介する冊子を作られた際の苦労や喜びなどを、手ぶりを交えてしっかりと発表されました。7月に米子市で開催される中・四国大会でも応援したいと思います。

今年度は新たな仲間が増えました。尾野美代子さん(株)成コ一ポレーション、賛助会員 阪井恵子さんのお二人です。よろしくお願ひいたします。

女性部では、一緒に活動していただける部員を随時募集しています。詳しくは商工会まで、お願ひします。

(K・A)

第208回珠算検定試験合格者(令和5年2月19日施行)

- 【一級】なし
- 【二級】なし
- 【三級】花井 敦裕

第209回珠算検定試験合格者(令和5年6月18日施行)

- 【一級】内田 結香・林 湊音・木原 愛斗
- 【二級】宋 奎吾
- 【三級】岩本 蓮・木村穂乃香・東谷 俐歩

イベントの企画と人数の確保が難しかったです。

今年度は、昨年度より規模を大きくした半日のイベントを計画中です。安芸津町の自然と魅力に触れながら、良い出会い、楽しい一日を過ごして頂けるように考えております。

リバーサイドキッチンで婚活イベントを7月15日に実施、8月・10月・2月・3月と行う予定です。

ただ、女性の参加者が集まっても、男性参加者が不足しています。年に複数回行いますので、興味ある方、知り合いに紹介して頂ける方がいらっしやいましたら、青年部員か安芸津町商工会事務局までご連絡下さい。

■源泉所得稅の納付
源泉所得稅の納期特例分の納付期限は、7月10日(月)となっております。くれぐれもお忘れなく！

※詳細は安芸津町商工会迄。

■観光協会コーナー
第2回フォトコンテスト
開催のお知らせ

安芸津町内の四季を通じた風景やイベントを題材にした写真を募集します。年齢や職業を問いませんが、著作権や肖像権等に十分注意してください。

主催…安芸津町観光協会
撮影期間…令和5年4月1日～令和7年4月30日
審査…令和7年7月(予定)
発表…令和7年開催「あきつフェスティバル」(予定)

詳しくは、当観光協会ホームページまたはフォトコンテストのポスター掲載場所にある募集要項をご覧ください。
<https://akitsu-kankou.jp/>

青年部活動状況は

- ・フェイスブック
- ・インスタグラム
- ・ユーチューブ

をご覧ください！

■インボイス制度について
令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の要件が帳簿と適格請求書(インボイス)等の保存に変わります。インボイスを交付できる「適格請求書発行事業所」になるためには、管轄税務署に登録申請が課税・免税業者問わず必要となります。

インボイス制度の概要・売手・買手の留意点、登録申請手続き等について西条税務署(TEL082-4222-2192直通)又は商工会迄お問合せ下さい。

安芸津フォトコンテスト